

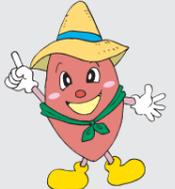
身障者手帳などを持っている皆さんへ 軽自動車税が減免されることがあります

身障者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、車両の税金が減免される場合があります。要件がありますので詳しくはお問い合わせください。
※減免は1人1台まで(普通自動車を含む)、申請は毎年行ってください。

●申請に必要なもの

- 身体障害者手帳などの各種手帳
- 運転免許証
- 自動車検査証(車検証)
- 納税通知書
- 印かん

●申請期限 5月25日(月)



ひとこと

自動車税と軽自動車税は町税です。軽自動車税は、役場や指定の金融機関で支払うことができます。自動車税と違いコンビニエンスストアやクレジットカードで納めることができますので注意してくださいね。

自動車税の納付は 6月1日までに

自動車税の納税通知書を5月中旬に送ります。期限の6月1日(月)までに、最寄りの金融機関やコンビニエンスストア、各地域振興局税務課、熊本県税事務所、自動車税事務所で納めてください。また、ご自宅のパソコンなどを利用して、クレジットカード(VISA、Master)による納付もできるようになりました。ぜひご利用ください。

税金をくみさらすの
vol.31
税務課
☎(293)3117

環境への配慮から自動車税の税額が 増減されます

環境への配慮から、排気ガスや燃費性能が優れた環境負荷の小さい自動車(新車)は自動車税が軽減され、一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は自動車税が加算されます。

- 平成21年度に自動車税が加算(約10%)される自動車
 - ディーゼル車…平成10年3月31日以前の登録のもの
 - ガソリン・LPG車…平成8年3月31日以前の登録のもの

●問い合わせ 菊池地域振興局 税務課
☎0968(25)4272

定額給付金の申請はお済みですか？

4月から定額給付金の申請を受け付けています。既に申請を行った人も多いと思いますが、今から給付の申請を行う人に申請時の注意点をお知らせします。

金融機関口座の確認書類 [通帳やキャッシュカードのコピー] が必要です

郵送で申請を行っても、窓口で申請を行っても口座の確認書類が必要になります。

確認書類は、通帳の2ページ目の見開き(口座名義人(カナ)や口座番号が記入してあるところ)かキャッシュカードです。申請書の裏に必ず書類のコピーを貼り付けてください。

なぜ必要な？

口座の記入がもし間違っていると、給付金を振り込むことができません。再度確認が必要になります。二重の確認で間違いなく確実に振り込むことができます。

窓口で申請を行うには本人確認書類 [保険証、免許証など] を

郵送申請ではなく、役場での窓口申請の場合は、申請者の本人確認が必要になります。確認は免許証などで行います。窓口申請の際は、免許証か保険証をお持ちください。



同じ世帯じゃないと…

世帯主ではなく申請に来た本人の確認が必要です。同じ世帯の人なら代理申請は簡単ですが、違う世帯の人は続柄の確認が別に必要になります。

手続きが終わったら振込予定日は はがきで通知します

申請の受付が終わり、交付の決定が決まったら、「交付決定通知書兼振込予定日通知書」を郵送しますので、ご確認ください。

10月1日までに申請を行わないと 定額給付金はもらえません

申請期間は4月1日から6ヵ月設けています。6ヵ月後の10月1日を過ぎると定額給付金をもらうことができません。忘れないうちに申請しましょう。

記入や申請方法が分からない人は、役場企画課まで！

申請に必要なもの

免許証
か
保険証

振込先金融機関
口座の通帳
か
キャッシュカード

印かん

世帯主か同世帯内の人が申請をするならば、この3つさえあれば申請は終了します。申請のやり方が分からなければ、役場企画課で教えます。お気軽にお越しください。

●問い合わせ 役場企画課 ☎(293)3118

会社を退職したときは国民年金の加入手続きが必要です

国民年金は日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度です。会社を退職して厚生年金を喪失したときは、役場で国民年金の加入手続きをしてください。①離職票(資格喪失証明書、退職証明書など)、②年金手帳、③印かん(認印で可。本人の場合は不要)が必要です。また、厚生年金に加入している配偶者の扶養からはずれたときも手続きが必要です。

●国民年金の加入者は3種類です

第1号被保険者

(自営業者、学生、アルバイト、無職の人など)
本人が役場へ届出を行い、年金保険料(平成21年度は月額14,660円)を納付します。

第2号被保険者(会社員、公務員など)

勤務先が届出を行い、保険料は給料から天引きされ、事業主が納付します。

第3号被保険者

(第2号被保険者に扶養されている配偶者)
配偶者の勤務先が届出を行い、保険料は配偶者の加入する年金制度全体で負担します。

●暮らしを支える3つの基礎年金

老齢基礎年金…65歳から生涯にわたって受け取る年金です。

障害基礎年金…病気やけがで一定の障害が残ったときに受け取る年金です。

遺族基礎年金…本人が亡くなったときに「子のある妻」または「子」に支給される年金です。

●年金手帳は大切に保管しましょう

年金制度に加入すると年金手帳が交付され、基礎年金番号が記載されます。

加入する年金制度が変わっても同じ番号を使用し、年金請求や就職、加入記録の照会するときにも必要ですので、大切に保管してください。

■問い合わせ 熊本西社会保険事務所 ☎(355)3261

みんなの国民年金

117

住民課 住民係
☎(293)3112